



ぎふ清流おもいやり駐車場利用証制度

県において、バリアフリー法に基づく車椅子使用者用駐車区画に加え、歩行困難者用プラスワン区画が新たに設定・確保され、これらを利用できる方に利用証が交付されます。

これらの駐車場を利用できる方を明確にすることによって、不適正利用を防止し、車椅子の方や歩行困難な方が優先的に駐車場を利用できるようにする制度です。



車椅子使用者用
駐車区画表示



プラスワン
区画表示

対象者	一定の要件を満たす、障がいのある方、要介護者、難病患者、妊産婦、けが人など、歩行が困難な方 ※詳細は、県ホームページをご覧ください。	
申請方法	窓口での申請	郵送での申請
申請先	・岐阜地域福祉事務所（県庁2階） ・県地域福祉課（県庁10階）	・岐阜県庁 地域福祉課 〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1
必要書類	・申請書 ・各種手帳等状況確認書類 ・本人確認書類（代理人申請の場合）	・申請書 ・各種手帳等状況確認書類 ・本人確認書類（代理人申請の場合） ・140円分の返信用切手

【問合先】県地域福祉課 ☎272-8261

あなたの事業承継を応援します！ ～専門家が相談対応いたします（無料・秘密厳守）～



事業承継ネットワーク構成機関（金融機関や商工会・商工会議所等）が、事業承継の準備に向けた相談対応をいたします。必要に応じて、弁護士・公認会計士・税理士
中小企業診断士・社会保険労務士などの専門家を無料で派遣いたします。

こんな時にご相談ください

10年後といったら
私の年齢は…
これからの準備、
今すぐ始めた方が
いいのでは？

- 贈与税・相続税などに相談したい。
- 事業承継税制について知りたい。
- 自社株を集中したい。
- 円滑に経営資産を承継させたい。
- 従業員など第三者に事業承継させたい。

笠松町商工会

TEL : 058-388-2566 お気軽にお問い合わせ下さい。

この事業は国の「プッシュ型事業承継支援高度化事業」により実施するものです。

岐阜県商工会連合会プッシュ型事業承継支援高度化事業地域事務局

プッシュ型事業承継支援高度化事業 地域事務局 TEL : 058-274-9723

住みなれた自宅での生活を支えます。

訪問看護ステーションしのぶ
ケアプランセンターしのぶ

株式会社しのぶ
岐阜県羽島郡笠松町北及180番地
第2カトービル 1階 A号室
TEL 058-218-2277 FAX 058-218-2278

わたしたちにできること

それは「快適なオフィス環境」につながるご提案のすべてです

中部事務機株式会社

本社 岐阜市都通1丁目15番地 ☎(058)251-7191
大垣支店 大垣市築捨町5丁目69番地1 ☎(0584)89-0711
東濃支店 可児市羽崎495番地1 ☎(0574)62-8490